

November 2013



**Theme: 非嫡出子の相続差別について**

平成 25 年 9 月 4 日、最高裁判所大法廷で画期的な裁判が下されました(平成 24(ク) 984 号遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件、平成 25 年 09 月 4 日最高裁判所大法廷決定・破棄差戻し東京高等裁判所)。

遺産分割における非嫡出子の相続分について定めた民法の規定が憲法に違反すると初めて判断したのです。しかも、最高裁判所の大法廷を構成した裁判官 14 名全員が一致しての判断でした。

世界的にも非嫡出子を差別する規定が稀有であるなか、このような規定が憲法に違反するものと初めて判示したことは大きなニュースとなりました。

今回のニュースレターでは、この裁判を取り上げたいと思います。

**現行法上の非嫡出子の立場**

相続人が複数いる場合、被相続人（亡くなった人）の遺産をどのように分割するかは、相続人間で協議して自由に決めることができます。しかし、どのように分割するかの争いがある場合に遺産が相続される割合は民法 900 条が定めています。この割合を法定相続分といいます。

民法 900 条 同順位相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。

二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。

三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。

四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

婚姻関係から出生した子を嫡出子、そうでない子を非嫡出子といいます（ただし、父子関係については認知を要します）。

具体例でみてみましょう。

夫が 5000 万円の遺産を残しました。相続人は以下の 3 名とします。

以下の 3 つのケースでは、各相続人の法定相続分は現行法制度ではどのようになるでしょうか（相続には遺留分などの制度もありますが、ここでは法定相続分だけを考えます）。

ケース 1 妻、妻との間に生まれた子 2 人（A、B）

ケース 2 妻、妻との間に生まれた子 1 人（A）、前妻との間に生まれた子 1 人（B）

ケース 3 妻、妻との間に生まれた子 1 人（A）、婚姻関係にない女性との間に生まれた子 1 人（B）

	妻	子 A	子 B
ケース 1	2500 万円	1250 万円	1250 万円
2	2500 万円	1250 万円	1250 万円
3	2500 万円	1667 万円	833 万円

法定相続分どおりに相続すると、このように、子の出生が婚姻からかそれ以外かによって相続分に差が生じます。

同じ人物を父に持ちながら、嫡出子か非嫡出子かによって相続分が異なる現行法制度について、読者の皆様はどのような感想をお持ちになるでしょうか。子が親を選ぶことはできない以上、不平等だとお感じになる方も、それが婚姻制度だから仕方がないとお感じになる方もどちらもいらっしゃるのではないかと思います。「堂々と不倫して子どもをつくってしまうことを容認するようなことがあっては伝統的な家族観が崩壊する」、これは裁判後に与党の法務部会で実際にあった発言です。しかし、仮に婚姻関係のない相手との間に生まれた子であっても、非嫡出子が嫡出子よりも親との関係が薄いとはいいいきれないでしょう。

こうした議論も背景としつつ、民法 900 条 4 号ただし書きのように非嫡出子を嫡出子とこれほど異なって扱うことは不平等ではないのか、法の下での平等を定める憲法 14 条に違反するのではないかが問題となったのです。

憲法 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。  
(2 項以下省略)

ここでいう平等とは、国民全員が絶対的に平等に扱われるべきことを規定したのではなく、合理的理由のない差別的取り扱いが許されないという意味であるというのが判例、学説の考えです。

非嫡出子の法定相続分は嫡出子のその 2 分の 1 と定める民法 900 条ただし書きが法の下での平等を定める憲法 14 条に違反するのではないかが裁判で争われたことは、実はこれまで何度もあります。そして裁判所はその都度、相続制度をどのように定めるかは立法府である国会の合理的な裁量判断に委ねられ

ており、その裁量を逸脱しない限りは憲法 14 条の定める法の下での平等には反しないという態度を一貫してとってきました。この点については、今回、最高裁判所が



下した判断についても変更はありません。裁判所が国会にこのような裁量があると判断してきた理由は、相続制度は家族をどのように考えるかということに密接に関係しているため、その国の婚姻ないし親子関係に対する規律、国民の意識等を離れて定めることはできず、これらを総合考慮する必要があると考えているからです。そして、裁判上で争われるたび、最高裁判所は、国民の意識等を勘案したうえで、嫡出子と非嫡出子の相続を区別する事は合理的理由のある取り扱いであって憲法には違反しないと判断してきました。民法が法律婚を採用している以上、法定相続分は婚姻関係にある配偶者とその子を優遇してこれを定め、他方、非嫡出子にも一定の法定相続分を認めてその保護を図ったものだから、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということとはできず、憲法 14 条 1 項には違反しないと判示していたのです。

しかし、今回の裁判では同じ基準を用いながらも、裁判所は初めて、このような取り扱いの区別をついに法の下での平等を定める憲法に違反すると判断したのです。

## **違憲裁判の背景**

法定相続分の規定については、これまでも改正されたことがあります。従前配偶者の法定相続分は現行法より低いものとされていましたが、昭和 55 年改正で配偶者の法定相続分が引き上げられました。しかしこのとき、非嫡出子についての規定が改正されることはありませんでした。



現行の民法 900 条 4 号ただし書きが非嫡出子を嫡出子と異なって扱っているのは、日本の法制度が法律婚主義を採用しているからですが、そもそも日本が法律婚主義を採用したのは、当初、民法を欧米諸国にならったことによるものです。欧米諸国で非嫡出子に対する差別の意識が強かったのは宗教上の理由によるものですが、1960

年代後半以降これらの国々では相続に関する差別が徐々に廃止され、最後に残ったフランスでも 1998 年（平成 10 年）には撤廃されています。また、日本においても、昭和 54 年には法制審議会において相続に関して非嫡出子を嫡出子と平等に扱う旨の案が示されており、その後何度も同様の案が政府により準備されていましたが、実際に法律が改正されることはありませんでした。

今回の裁判では、非嫡出子の数が昭和 50 年代前半から現在に至るまで増加傾向が続いていることや、平成期に入ってから、離婚件数・再婚件数も増加（特に未成年の子を持つ夫婦のケース）していること、婚姻・家族の形態が著しく多様化してきたことに伴い、個人の尊厳がより明確に認識されてきたことなどをベースとして、婚姻や家族の在り方に関する国民の意識の多様化が大きく進んでいることを考慮したと判示しています。

また、我が国でも、相続以外の場面では嫡出子と非嫡出子の区別をしていた法制が変化してきていることも、国民の家族制度に対する意識の変化を示すものとして考慮に入れています。たとえば、住民票は世帯主との続柄の記載については嫡出・非嫡出の区別なく一律に「子」と記載されることとなったこと（平成 6 年）、戸籍の非嫡出子と父母との続柄の記載についても嫡出子同様「長男（長女）」と記載されることになったこと（平成 16 年）も、国民の意識の変化によるものと捉えています（なお、戸籍の記載については、通達により、当事者の申し出があれば遡って記載を更正するとの取扱いがなされています）。

先ほどのケース 3 で挙げた「婚姻関係にない女性」については、法律婚の家庭を持ちつつ浮気をした相手というのみならず、積極的に事実婚を選択しているパートナー間での女性



も含まれます。個々の事例を見れば、何が平等で、何が不平等と感じるのか、一律に論じることは極めて難しくなるのです。

様々な事例を踏まえた上で、裁判は、あくまでも子供の側から嫡出子・非嫡出子の相続における差別規定を見たときに、現在は既に「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてき」ているのであり、「法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても…上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきである」という考えが確立されてきているものということができる。」と判断したのです。

### この裁判が他の同種事件に与える影響

では、今回、非嫡出子の法定相続分を差別した規定が違憲と判断した最高裁判所の判断は、これまでに行われてきた遺産分割、これから行われる遺産分割にどのような影響を及ぼすのでしょうか。

今回の裁判では、「本件規定（注・民法 900 条 4 号ただし書き）は、遅くとも平成 13 年 7 月当時（注・被相続人死亡時）において、憲法 14 条 1 項に違反していたというべきである」と判示されています。

しかし、今回の裁判のもととなっている訴えの事案の当時（つまり被相続人の死亡時）以降のすべての相続のうち、非嫡出子の法定相続に関する部分について当然に無効となってしまうことも、今後の非嫡出子の法定相続について当然に民法 900 条 4 号ただし書きの規定が不適用となることもありません。

日本国憲法が三権分立の原則をとる以上、裁判所には立法の機能も権限もありません。最高裁判所が違憲と判断した法令の効力は当然に無効となるわけではなく、立法により当該規定が削除・改正されない限り、他の事件を担当する裁判所は、当該規定を前提として、改めて憲法判断をしなければならないのです。

つまり今回の違憲判断も、この裁判の当事者に限ってのみ効力を持つということに

なります。この判断以前に民法 900 条 4 号ただし書きを前提として行われた遺産分割が無効になることはありません。

ただ、遅くとも判断の対象となった事件の相続開始当時にはこの規定が憲法 14 条 1 項に違反するに至っていたとの判断が最高裁判所によってなされている以上、法の平等な適用という観点から、それ以降の相続開始に係る他の事件を担当する裁判所は、この判断に従ってこの規定を違憲と判断するのが相当です。その意味において、先例として事実上の拘束性があるといえ、その結果、同種の事件に同一の解決を与えることとなります。

一方、本裁判では、既に確定した法律関係を覆すことは法的安定性を害するとの考慮から、「本決定の違憲判断は…A（注：本事件の被相続人）の相続の開始時（注：平成 13 年 7 月）から本決定の間までに開始された他の相続につき、本件規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではないと解するのが相当である。」とも判示しています。

既に遺産分割が協議・審判等で決着済みの事案についてはこれが覆されるものではないものとして明示されたわけですが、遺産分割未了の案件については、本裁判の事実上の拘束性に基づいた判断がなされることになると想定されます。

では、違憲とされた法律はどうなるのでしょうか。最高裁判所において、立法府の持つ合理的な裁量を逸脱している、国民の法感情と齟齬すると判断されたわけですから立法府たる国会としても民意を反映すべく、改正・廃止等の措置を検討することになります。

これまで法令が違憲とされた事案については、判決後、法令の改正が行われてきました。たとえば、職業選択の自由を制限するとされた薬局適性配置規制（薬局の開設に距離による配置制限していた）、財産権を制限するとされた森林法共有林分割制限規定（森林の共有者は森林分割を請求できないとされていた）などがあります。

しかし、今回の民法 900 条 4 号ただし書きについては、これまでの法令違憲裁判とは異なった様相を見せました。法律婚をもとにした伝統的な家族観を重視する立場から改正について強固に反対する勢力もあったようです。

結果的に、この規定は撤廃されることになる見通しとなりましたが、未だ、国民の間でも意見の一致を得られていないことの表れなのかもしれません。今後の法改正の行方を、ウォッチしていきたいと思います。

### 非嫡出子に関連する他の問題について

最後に、非嫡出子が関わる制度は相続以外にもありますので、ご紹介しておきます。

第 1 に、今回の裁判以降、にわかに社会問題としてクローズアップされつつある寡婦控除です。

寡婦控除とは、基本的に結婚歴のある女性に対する経済的な支援のための制度で、元来は戦争で夫を亡くした女性を支援する趣旨で始まった制度です。具体的には、所得税、住民税、国民健康保険料、保育園・学童保育等の保育料、公営住宅の家賃などの優遇を受けることができます。しかし、非婚女性への適用はなく、このような女性の子、つまり非嫡出子には適用がないという意味で不公平が生じています。最近では、寡婦控除を非婚女性にみなし適用する地方自治体も増えてきてはいますが、国の制度としては残ったままです。

第 2 に、出生届に生まれた子が嫡出子かそうでないかを明記する箇所がある点です（戸籍法）。この制度については、今回の民法 900 条 4 号ただし書きを撤廃すると議論を経たうえで、なお存置されることが確認されています。

第 3 に、性同一性障害のため性別変更した父の下で生まれた子どもが当然に非嫡出子として扱われること（注・母が他人の精子を用いて人工授精を受け妊娠・出生した場合でも書類の上では分からないのでその限りで嫡出子として扱われる）についても、訴訟が係属しているようです。民法制定時には想定されていなかった事態ではありますが、対応が急がれる事案でしょう。



本最高裁決定の全文は、最高裁判所のホームページから閲覧することが可能です。  
裁判官の補足意見も含めて読むことができます。ご関心のある方は、アクセスして  
みてください。

<http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010.action>